

【事案の概要等】（以下、略称は原判決のそれによる。）

1 事案の概要

本件は、控訴人が、被控訴人に対し、控訴人が、地方税法349条の3の2及び同法702条の3が規定する住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の特例（本件特例）が適用される土地を所有していたところ、東京都練馬都税事務所長が、平成18年度から平成22年度までの間、同土地について、本件特例を適用すべきであったにもかかわらず、その職務を怠って本件特例の適用をしないまま過大な課税処分を行ったため、これにより、控訴人に損害を生じさせたと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、平成18年度から平成22年度までの間における過納付金相当合計額462万0400円及び弁護士費用相当額46万円並びにうち各年度の過納付金相当額に対する現実の納付日より後の日である各納税日の終期の日から、うち46万円に対する訴状送達の日翌日である平成29年5月26日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、本件特例を適用しなかったことにつき、東京都練馬都税事務所長に職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかったとは認められないとして、控訴人の請求を全部棄却したところ、これを不服とする控訴人が本件控訴をした。なお、控訴人は、当審において、前記第1の控訴の趣旨2項のとおり、不服の範囲を限定した。

2 前提事実、争点及び当事者の主張は、次のとおり付加訂正するほか、原判決の「事実及び理由」第2の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。（以下、訂正後の前提事実を「前提事実」という。）

（原判決の付加訂正）

（1）原判決3頁10行目から11行目にかけての「三分之一」を「3分の1」と改める。

（2）原判決4頁21行目の「別紙物件目録記載1及び2」につき、原判決別紙物件目録記載1及び2の「所在」の各「×丁目」をいずれも「△丁目」と改め、24行目の「別紙物件目録記載3」につき、原判決別紙物件目録記載3の「所在」の「×丁目」を「△丁目」と改める。

（3）原判決5頁6行目の「東京都練馬区都税事務所長」を「東京都練馬都税事務所長」と改める。

（4）原判決5頁8行目の末尾で改行し、次のとおり加える。

「なお、平成18年度から平成22年度までの間において、既課税額と本件各土地に本件特例を適用した場合における課税額との差額は、原判決別紙2の「差額（A－B）」欄に記載のとおりである。（当事者間に争いが無い）」

（5）原判決5頁9行目の「東京都練馬区都税事務所長」を「東京都練馬都税

事務所長」と改める。

（6）原判決 5 頁 15 行目の「争点と当事者の主張」を「争点及び当事者の主張」と改める。

（7）原判決 6 頁 7 行目の「東京都練馬区都税事務所長」を「東京都練馬都税事務所長」と改める。

（8）原判決 6 頁 20 行目の「東京都練馬区都税事務所職員」を「東京都練馬都税事務所職員」と改める。

（9）原判決 6 頁 23 行目の「不動産登記事務取扱準則」を「不動産登記事務取扱手続準則」と改める。

（10）原判決 7 頁 6 行目冒頭から 14 行目末尾までを削り、15 行目の「（3）争点 3」を「（2）争点 2」と改める。

（11）原判決 7 頁 17 行目の「東京都練馬区都税事務所長」を「東京都練馬都税事務所長」と改める。

（当審における控訴人の主張）

我が国の税法上、税金を納める方法として、申告納税方式と賦課課税方式は厳然と区別されており、固定資産税等は、納税者が申告することを要しない賦課課税方式であるにもかかわらず、原判決は、この点を看過、混同して、控訴人が本件各土地について居住建物の敷地として利用している旨の申告がなかったことをもって、控訴人の過誤納付につき課税処分庁が職務上通常尽くすべき注意義務違反がなかったと判断しており、この判断が誤っていることは明らかである。

賦課課税方式の下では、当事者の申告を待たずに、課税処分庁は、課税処分の主体として通常要求される程度の注意を払って、課税要件（特例の適用要件の有無）を調査し、特例が適用される場合は、特例に従った課税処分をすべき職務上の注意義務を負っている。本件では、住宅用地の特例の適用につき、住宅用地の所有者の申告は要件とされておらず、課税処分庁の担当者がこれを適用するか否かの裁量を有するものでないことは明らかであり、この申告がなかったことを過大に評価した原判決の理由説示は、納税の方式という税法上の原則を看過、混同した適正でない判断である。

（当審における被控訴人の主張）

原判決は、控訴人が主張するような課税方式の区別を看過、混同したものではなく、賦課課税方式である固定資産税等の賦課処分における課税庁の調査義務違反の有無について、国家賠償法 1 条 1 項の違法性の要件に基づき、正当に判断している。

住宅用地の申告義務は、賦課課税方式である固定資産税等にあつて、課税庁が本件特例の適用について判断するための情報を収集し課税標準を適正に把握す

る上で、大変重要な意義を有している。

課税庁が本件特例の適用の対象となる土地であるとの判断をするに当たっては、当該土地上の家屋が居住用建物として利用されているといえる必要があるが、課税庁の所管区域内には膨大な数の課税客体がある上、個々の家屋の用途等は外部から容易に捕捉することができないものが少なくないという状況にあるところ、課税庁がそのすべてについて納税者への質問等の調査を行うことは人的、財政的、時間的資源の限界があり、このことに鑑みて、賦課課税方式における固定資産税の調査義務については、努力義務を定めたものと理解されている。

【当裁判所の判断】

1 前記前提事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 控訴人は、平成14年6月20日、相続により共有持分を取得し、本件各土地を単独で所有するに至った。(A1, 2)

(2) 被控訴人の課税庁職員である東京都練馬都税事務所職員は、平成17年2月3日、本件各土地について実地調査を行い、住宅用地同一画地認定調査票(平成16年度)の備考欄に「17. 2. 3 福祉施設工事中」と記載した。(B2の1及び2, 弁論の全趣旨)

(3) 有限会社A・Y・サンライズは、平成17年6月25日、本件土地上に本件建物を新築し、同月29日、本件建物について新築登記がされ、登記所は、被控訴人に対し、その旨を通知した。(A3, 弁論の全趣旨)
不動産登記記録(A3)では、本件建物は、種類が「養護所」、構造が鉄骨造陸屋根2階建、床面積が1階、2階とも238.20平方メートルであると記載されている。(A3)

本件各土地は、平成17年6月25日、畑から宅地に地目が変更され、登記所は、被控訴人に対し、その旨を通知した。(A1, 2, 弁論の全趣旨)

(4) 東京都練馬都税事務所職員は、平成17年12月16日、不動産登記簿の調査等を踏まえた上で、本件建物が、法349条の3の2第1項所定の「居住の用に供する家屋」であるとの要件を満たさないと判断し、本件各土地は住宅用地ではないと認定した。(B2の1及び2, 弁論の全趣旨)

(5) 東京都練馬都税事務所長は、平成18年3月31日、本件各土地の価格決定をし(法410条1項)、同年6月1日、本件各土地についての平成18年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定を行い、控訴人に対し、納税通知書を送付した。(弁論の全趣旨)

(6) 東京都練馬都税事務所長は、平成18年度の固定資産税及び都市計画税

の賦課決定以降、平成27年度の賦課決定に至るまで、控訴人に対し、本件各土地について本件特例を適用せずに賦課決定をした。(前提事実(5))

(7) 東京都練馬都税事務所職員は、平成27年12月、本件各土地に対する固定資産税及び都市計画税の課税についての調査をするに当たり、本件各土地上に存する本件建物に関する固定資産税及び都市計画税の課税資料について調査を行ったところ、本件建物が条例134条1項4号(B1)に基づく新築住宅に対する固定資産税及び都市計画税の減免(B4)の適用対象となっていること等が判明した。(弁論の全趣旨)

そこで、東京都練馬都税事務所職員は、本件建物が「居住の用に供する家屋」(法349条の3の2第1項)、すなわち、「特定の者が継続して居住の用に供する」家屋(B3)に該当し、本件各土地が本件特例の適用対象となる可能性があるのではないかと考え、その認定要件を満たすか否かの調査を行うこととし、平成28年1月22日、本件建物に赴き、控訴人及び施設管理者の立会の下、本件建物の実地検査、本件建物の新築当時の利用状況の聴取を行った。(弁論の全趣旨)

その結果、本件建物は、介護保険法8条20項に基づく「認知症対応型共同生活介護」事業を行う施設(認知症高齢者グループホーム)であり、本件建物は、新築当時から利用者が居住する上記グループホームとして利用していることが判明した。(弁論の全趣旨)

(8) そこで、東京都練馬都税事務所長は、平成28年2月29日、控訴人に対し、平成23年度から平成27年度の本件各土地の固定資産税及び都市計画税の金額を、本件特例を適用して修正することを通知した。この結果、被控訴人は、平成28年3月24日、控訴人に対し、合計460万5200円を還付した。(前提事実(6))

2 争点1(東京都練馬都税事務所長の本件課税処分に国家賠償法上の違法性が認められるか)について

(1) 国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するところ、公権力の行使に当たる公務員の職務上の行為が同条項の適用上違法と評価されるのは、当該公務員が、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行為をしたと認め得るような事情がある場合に限るものと解するのが相当である

(最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁参照)。

(2) そこで検討するに、前記1(3)で認定したとおり、不動産登記記録

(A3)では、本件建物は、種類が「養護所」、構造が鉄骨造陸屋根2階建て、床面積が1階、2階とも238.20平方メートルと記載されている上、本件各土地は、平成17年6月25日、畑から宅地に地目が変更されたところ、登記所は、被控訴人に対し、本件建物が新築登記された旨及び本件各土地について地目が変更された旨を通知したというのであるから、被控訴人の課税庁職員である東京都練馬都税事務所職員が、これらの不動産登記簿の記載から、本件各土地上に居住用の建物が建築された可能性があることを推認することは容易であったというべきである。また、証拠(A10の1ないしA10の9)によれば、本件建物が居住用の建物であることは、現在の本件建物の外観から容易に推認をすることができるところ、その外観は、本件建物に設置されている看板部分を除けば、本件建物が新築された当初から変更がないことが認められるから(A10の1ないしA10の9, A12, 弁論の全趣旨)、東京都練馬都税事務所職員が、本件建物が新築された当時、控訴人や本件建物の所有者等に対し、本件建物の利用について質問をするなど、適切な現地調査を実施していれば、本件各土地について本件特例の適用があることは容易に認定することができたというべきである。

ところが、前記1(2)で認定したとおり、被控訴人の課税庁職員である東京都練馬都税事務所職員は、平成17年2月3日、本件各土地について実地調査を行ったものの、住宅用地同一画地認定調査票(平成16年度)の備考欄に「17.2.3 福祉施設工事中」などと記載したに留まり、それ以上の調査をせず、また、前記1(4)で認定したとおり、平成17年12月16日、不動産登記簿の調査を踏まえた上で、本件建物が、法349条の3の2第1項所定の「居住の用に供する家屋」であるとの要件を満たさないと判断したというのであるから、被控訴人の課税庁職員には、本件各土地の調査・認定に当たり、職務上の法的義務として通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件各土地に係る調査・認定を行ったと認め得るような事情があるというべきである。

(3)これに対し、被控訴人は、住宅用地の所有者には、住宅用地の申告義務が課されているところ、これは、家屋の構造や用途など外部から容易に捕捉することができない事柄について、課税客体である土地の利用状況を最もよく知り、かつ、住宅用地の特例の適用により利益を受ける立場にある土地所有者に課税に必要な情報の提供を義務付けているものであって、控訴人は、この申告をしていなかったから、被控訴人の課税庁職員は、控訴人との関係において、職務上の法的義務として通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件各土地に係る調査及び認定を行ったものではないと主張する。しかしながら、固定資産税及び都市計画税については、申告納税方式ではな

く、賦課課税方式が採用されており、また、本件特例の適用については土地の所有者からの申告が要件となっているわけではないから、控訴人が本件特例の申告をしていなかったことをもって、直ちに、被控訴人の課税庁職員の注意義務違反が否定されるものではなく、控訴人が上記申告をしなかったという事情は、過失相殺の一事情として考慮すれば足りるというべきである。

したがって、被控訴人の上記主張は、採用することができない。

（４）また、被控訴人は、本件建物の不動産登記簿における種類である「養護所」とは、不動産登記規則 113 条又は不動産登記事務取扱手続準則 80 条に定めるもの以外の建物をいい、そこから想定される建物の用途には、居住の用に供する家屋である認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）もあれば、本件特例の適用外となる短期入所施設や通所介護施設もあるし、本件建物の外見上からも、本件特例の対象となる家屋か否かは認識をすることができないし、被控訴人の課税庁職員が控訴人に対する質問等（法 403 条 2 項）を行うことによって、本件各土地に本件特例が適用され得ることを認識することができた可能性はあるものの、法 403 条 2 項は、努力義務を定めたものに過ぎないから、被控訴人の課税庁職員が、そのような調査を行わなかったからといって、法的義務に違反したのではないと主張する。

確かに、「養護所」という登記簿上の記載からは、本件特例が適用にならない短期入所施設などの様々な建物を想定することが可能である。しかしながら、前記（２）で説示したとおり、本件建物は、新築された当時の外観から居住用の建物であることを推認することができるというのであるから、このような事実関係の下では、被控訴人の課税庁職員には、更なる実地調査や控訴人に対する質問等（法 403 条 2 項）により、建物の用途を確認するなどして、固定資産評価基準に従った公正な評価をすべき職務上の法的義務があったというべきであり、このことは、法 403 条 2 項が被控訴人の課税庁職員の努力義務を定めた規定であることと何ら矛盾するものではない。

したがって、この点に関する被控訴人の上記主張は採用することができない。

3 争点 2（過失相殺の可否及びその割合）について

法及び条例は、住宅用地等の所有者に対し、当該住宅用地等の固定資産税等の賦課徴収に必要な事項の申告義務を負わせているが、その趣旨は、固定資産税等について賦課課税方式を採用しつつも、固定資産の適正な評価・認定を行うに当たり、調査等を補完し、その過誤の防止に資するためであると解されるところ、前記前提事実（７）で認定したとおり、控訴人は、各賦課決定の際、本件各土地について、住宅用地の申告をしていなかったというのであるから、このような事情は、控訴人が被った損害の発生に一定程度寄与したというべきである。したがって、このような事情を過失相殺において考慮することが公平で

あるところ、諸般の事情に照らせば、控訴人の過失割合を3割とするのが相当である。

これに対し、控訴人は、本件各土地が「住宅用地」か否かは、専門的判断であり、一市民である控訴人が住宅用地の申告を行わなかったからといって、帰責事由は認められないと主張する。

しかしながら、法及び条例が、住宅用地等の所有者に対し、当該住宅用地等の固定資産税等の賦課徴収に必要な事項の申告義務を負わせた趣旨は、固定資産税等について賦課課税方式を採用しつつも、固定資産の適正な評価・認定を行うに当たり、課税客体である土地の利用状況を最もよく知り、かつ、住宅用地の特例の適用により利益を受ける立場にある土地所有者に対し、課税に必要な情報の提供を求め、もって、調査等を補完し、その過誤の防止に資する点にあり、土地所有者に対して専門的判断を求めるものではないから、この点に関する控訴人の上記主張は採用することができない。

4 控訴人の損害

(1) 既課税額と本件特例を適用した場合の課税額との差額

平成18年度から平成22年度において、既課税額と本件各土地に本件特例を適用した場合の課税額との差額が原判決別紙2の「差額(A-B)」欄に記載のとおり金額であることは当事者間に争いが無いところ、これに上記のとおり過失相殺をすると、その額は、平成18年度ないし平成20年度が各62万4722円(=89万2460円×0.7。小数点以下四捨五入(以下、同じ。))、平成21年度が68万0206円(=97万1723円×0.7)、平成22年度が64万1698円(=91万6711円×0.7)となり、その合計額は、319万6070円である。

(2) 弁護士費用相当額

本件に顕れた一切の事情に鑑みれば、弁護士費用相当額を32万円とするのが相当である。

(3) (1)と(2)の総額

351万6070円

(4) 各遅延損害金が発生する始期

過納付金相当額に対する控訴人の現実の納付日が、遅くとも、控訴人が主張する各納税日の終期の前であることは弁論の全趣旨により認められる。なお、訴状送達の日翌日は、平成29年5月26日である。(記録上明らかな事実)

5 結論

以上によれば、控訴人の請求は、351万6070円及びうち62万4722円に対する平成19年2月28日から、うち62万4722円に対する平成20年2月29日から、うち62万4722円に対する平成21年3月2日か

ら、うち 68 万 0206 円に対する平成 22 年 3 月 1 日から、うち 64 万 1698 円に対する平成 23 年 2 月 28 日から、うち 32 万円に対する平成 29 年 5 月 26 日から各支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却すべきであるところ、これと異なり、控訴人の請求を全部棄却した原判決は失当であって、本件控訴の一部は理由があるから、原判決を上記のとおり変更することとする。なお、仮執行宣言については相当でないから、これを付さないこととする。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 10 民事部

裁判長裁判官 大段亨 裁判官 大野和明 裁判官 小河原寧